神戸市公報

発行所　神戸市中央区加納町６丁目５番１号　神戸市役所
編集兼印刷発行人　神戸市長
発行日　毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更（桜が丘自治会等）	地域協働局地域活性課	1
告示	電線共同溝を整備すべき道路の指定（神戸三田線 唐櫃）	建設局道路工務課	2
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始（市道　大池106号線ほか）	建設局道路管理課	3
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始（市道　北鈴蘭台42号線ほか）	建設局道路管理課	4
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始（市道　北鈴蘭台118号線ほか）	建設局道路管理課	5
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始（市道　ひよどり台87号線ほか）	建設局道路管理課	6
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	11
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の辞退	福祉局くらし支援課	12
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧	環境局環境保全課	13
告示	港湾施設の供用廃止について	港湾局経営課	14
公告	建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧（竹の台2丁目地区建築協定）	建築住宅局建築指導部建築安全課	15
公告	開発行為に関する工事の完了（西区枝吉1丁目ほか）	都市局都市計画課	16
公告	開発行為に関する工事の完了（西区神出町小束野字西端4番32の一部）	都市局都市計画課	17
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の写しの縦覧（神戸国際港都建設計画道路1．3．6号大阪湾岸線西伸線、（仮称）白川地区土地造成事業、（仮称）神戸道場町太陽光発電所建設事業）	環境局環境保全課	18
公告	建築協定書の公開による意見の聴取（学園緑が丘（小束山5丁目）南地区）	建築住宅局建築指導部建築安全課	19
区役所	行旅死亡人	中央区保健福祉課	20
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局給水課	21
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	22
選挙管理委員会	神戸市選挙管理委員補欠告示	選挙管理委員会事務局	23

神戸市告示第409号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の２第11項の規定により、桜が丘自治会、朝日が丘自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月４日

神戸市長　久　元　喜　造

１　届け出た地縁による団体

名称	桜が丘自治会	朝日が丘自治会
主たる事務所	神戸市西区桜が丘中町３丁目３番地の１	神戸市西区北山台２丁目23番19号
代表者の氏名	里内　靖和	文野　幸司
代表者の住所	非表示	非表示

２　変更があった事項及びその内容、変更年月日

（１）桜が丘自治会　　令和８年４月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	小林　一彦	里内　靖和
代表者の住所	非表示	非表示

（２）朝日が丘自治会　　令和８年４月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	池上　正代	文野　幸司
代表者の住所	非表示	非表示

神戸市告示第410号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第 39 号）第３条第１項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として令和８年 11 月４日付けで次のとおり指定をしたので，同条第４項の規定により告示する。

令和８年 11 月４日

神戸市長　久　元　喜　造

指定をした道路の部分

主要地方道 神戸三田線の区間のうち北区有野町唐櫃 3186-3 番地先から北区有野町唐櫃 4448-2 番地先までの上下線

神戸市告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第２項の規定により、令和８年11月５日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和８年11月18日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月４日

神戸市

代表者　神戸市長　久　元　喜　造

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	大池106号線	神戸市北区東大池２丁目4257番27地先から 神戸市北区東大池２丁目4257番35地先まで	73.00	6.10
市道	大池107号線	神戸市北区西大池１丁目27番17地先から 神戸市北区西大池１丁目25番352地先まで	55.70	最大　4.80 最小　4.10

神戸市告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第２項の規定により、令和８年11月５日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和８年11月18日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月４日

神戸市
代表者　神戸市長　久　元　喜　造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	北鈴蘭台42号線	神戸市北区甲栄台１丁目９番２地先から神戸市北区甲栄台１丁目18番79地先まで	新	21.60	6.40
			旧	21.60	4.90
市道	北鈴蘭台44号線	神戸市北区甲栄台１丁目18番79地先から神戸市北区甲栄台１丁目18番27地先まで	新	109.50	最大　8.90 最小　8.20
			旧	109.50	最大　7.30 最小　6.60
		神戸市北区山田町小部字ハシ折山18番18地先から神戸市北区甲栄台１丁目18番155地先まで	新	115.60	12.00
			旧	115.60	11.90
市道	北鈴蘭台48号線	神戸市北区甲栄台１丁目18番70地先から神戸市北区甲栄台１丁目18番56地先まで	新	129.90	最大　7.60 最小　7.40
			旧	129.90	6.20
市道	北鈴蘭台55号線	神戸市北区甲栄台１丁目18番27地先から神戸市北区甲栄台１丁目18番81地先まで	新	142.50	最大　7.60 最小　7.40
			旧	142.50	最大　6.30 最小　6.20

神戸市告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第２項の規定により、令和８年11月５日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和８年11月18日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月４日

神戸市
代表者　神戸市長　久　元　喜　造

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	北鈴蘭台118号線	神戸市北区山田町字ハシ折山18番39地先から 神戸市北区甲栄台１丁目18番159地先まで	294.20	6.00
市道	北鈴蘭台119号線	神戸市北区山田町字ハシ折山18番75地先から 神戸市北区山田町字ハシ折山18番67地先まで	119.20	6.00
市道	北鈴蘭台120号線	神戸市北区山田町字ハシ折山18番48地先から 神戸市北区甲栄台１丁目18番159地先まで	170.10	6.00
市道	北鈴蘭台121号線	神戸市北区山田町字ハシ折山18番23地先から 神戸市北区山田町字ハシ折山18番22地先まで	14.30	6.00

神戸市告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第２項の規定により、令和８年11月５日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和８年11月18日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月４日

神戸市

代表者　神戸市長　久　元　喜　造

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	ひよどり台87号線	神戸市北区ひよどり台３丁目６番46地先から 神戸市北区ひよどり台３丁目６番４地先まで	167.70	6.00
市道	ひよどり台88号線	神戸市北区ひよどり台３丁目６番47地先から 神戸市北区ひよどり台３丁目６番39地先まで	53.80	6.00

神戸市告示第415号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和８年 11 月４日

神戸市長　久　元　喜　造

1　はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
三木　亮（みき鍼灸整骨院）	三木　亮	神戸市東灘区魚崎北町２丁目２－２７　１０５号	令和 8年 9月 30 日

2　柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
三木　亮（みき鍼灸整骨院）	三木　亮	神戸市東灘区魚崎北町２丁目２－２７　１０５号	令和 8 年 9 月 30 日
市岡　敏明（ひだまり整骨院）	市岡　敏明	神戸市垂水区名谷町字梨原２３５８－１　リバーパレス中西１０７	令和 8 年 9 月 30 日

神戸市告示第416号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和８年 11 月４日

神戸市長　久　元　喜　造

1　はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
早間　久記（神明訪問マッサージ）	早間　久記	(新)神戸市西区玉津町出合３２２－１　サンビレッジ出合Ｉ２０８号 (旧)神戸市西区玉津町西河原２１－１０３	早間　久記（神明訪問マッサージ）

2　あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
早間　久記（神明訪問マッサージ）	早間　久記	(新)神戸市西区玉津町出合３２２－１　サンビレッジ出合Ｉ２０８号 (旧)神戸市西区玉津町西河原２１－１０３	早間　久記（神明訪問マッサージ）

神戸市告示第417号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和８年 11 月４日

神戸市長　久　元　喜　造

１　柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
鮫島　拓郎（いいろ接骨院）	鮫島　拓郎	神戸市長田区御屋敷通４丁目３－９幸永ビル	令和　8 年　9 月　1 日

神戸市告示第418号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和８年 11 月４日

神戸市長　久　元　喜　造

名称	所在地	変更年月日
ＳｍｉＬｏｏｐ訪問看護ステーション神戸東ステーション	(新)神戸市灘区日尾町１丁目１番３号　嶋田シャトービル１階 (旧)神戸市灘区日尾町１丁目１番３号	令和 8年 6月 22日
クリオ訪問看護・リハビリステーション灘	(新)神戸市灘区城内通５丁目１番１号　コムーネ灘 (旧)神戸市灘区王子町１丁目３番６号　パークビュー王子駅前	令和 8年 10月 1日

神戸市告示第419号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の３の規定により告示する。

令和８年 11 月４日

神戸市長　久　元　喜　造

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション ａｉ	神戸市垂水区名谷町字猿倉２９０番地１０	令和 ８年 ７月 31 日

神戸市告示第420号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定の辞退があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和８年 11 月４日

神戸市長　久　元　喜　造

名称	所在地	辞退年月日
佐伯歯科医院	神戸市須磨区大池町５丁目１６－４	令和 8 年 12 月 31 日

神戸市告示第421号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第５条第１項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第３項において準用する同法第５条第４項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和８年 11 月４日

神戸市長　久　元　喜　造

１　申請の概要

(1)　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東京都港区芝５丁目 26 番 16 号

ＤＭ三井製糖株式会社　代表取締役社長　森本　卓

(2)　工場又は事業場の名称及び所在地

神戸市東灘区深江浜 48 番地

ＤＭ三井製糖株式会社　神戸工場

(3)　特定施設に関する事項

ア　特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第１

第７号（ホ）　砂糖製造業の用に供する精製施設　２基

イ　特定施設の概要

種　　類		第７号（ホ）　精製施設	
能　　力		8.4 ㎥	
基　　数		２基	
工事着手予定年月日		令和９年１月 10 日	
工事完成予定年月日		令和９年２月 28 日	
使用開始予定年月日		令和９年２月 28 日	
使用時間間隔		24 時間連続運転	
１日当たりの使用時間		24 時間	
季節的変動の概要		年間稼働　約 130 日	
汚水の汚染状況	項　　目	通　常	最　大
	化学的酸素要求量(mg/L)	10	30
汚水量(m³/日)		87.5	105
その他参考となるべき事項			

(4)　排出水の汚染状況及び量

変更なし

２　縦覧の期間及び場所

(1)　期間　令和８年 11 月４日から令和８年 11 月 25 日

(2)　場所　神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第422号

次の港湾施設のうち，一部の供用を令和８年 10 月 20 日限りで廃止する。

令和８年 11 月 4 日

神戸市長　久　元　喜　造

道路

名称	位置	延長	幅員
PI3 号線	神戸市中央区港島４丁目 10 および５丁目４	3,075ｍのうち 329.29m	最大　26.52m 最小　26.31m

名称	位置	延長	幅員
PI3 号線	神戸市中央区港島４丁目 10 および５丁目４	3,075ｍのうち 392.62m	最大　26.60m 最小　15.04m

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第１項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和８年10月21日

神戸市長　久　元　喜　造

１　建築協定の名称

竹の台２丁目地区建築協定

２　建築協定区域の位置

神戸市西区竹の台２丁目２－１　他

３　縦覧期間

令和８年10月21日から同年11月18日まで

４　連絡先

神戸市中央区浜辺通２丁目１番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078)595-6555

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第３項の規定により公告します。

令和８年 11 月４日

神戸市長　久　元　喜　造

１　開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区枝吉１丁目１番１、１番２、２番１、２番２

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県姫路市北条永良町 50 番地１

株式会社　児玉地所

代表取締役　児玉　佐登美

許可番号

令和５年７月６日 第 8131 号

（変更許可　令和６年９月 24 日 第 2154 号

変更許可　令和７年５月 13 日 第 2216 号

変更許可　令和８年 10 月１日 第 2320 号

変更許可　令和８年 10 月 20 日 第 2323 号）

２　開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区南五葉３丁目８番３、８番 16 の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県姫路市東延末４丁目 70 番地

株式会社　ハウジングタイホー

代表取締役　横野　修三

許可番号

令和７年 12 月 10 日 第 8274 号

（変更許可　令和８年７月７日 第 2300 号）

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告します。

令和８年11月４日

神戸市長　久　元　喜　造

１　開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区神出町小束野字西端4番32の一部

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区神出町小束野9番地の94

医療法人敬性会　神戸白鷺病院

理事長　髙野　守秀

３　許可番号

令和８年３月31日　第8295号

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成９年10月条例第29号）第29条第３項の規定により次の対象事業に係る同条第１項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第４項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和８年11月４日

神戸市長　久　元　喜　造

１　対象事業の概要

事業の名称	神戸国際港都建設計画道路１．３．６号大阪湾岸線西伸線	(仮称)白川地区土地造成事業	(仮称)神戸道場町太陽光発電所建設事業
事業者の名称	(1)国土交通省近畿地方整備局 (2)阪神高速道路株式会社	株式会社兵庫環境	熊本鉄構株式会社
代表者	(1)近畿地方整備局長 齋藤　博之 (2)代表取締役社長 上松　英司	代表取締役　松岡　成二	代表取締役　荒瀬　雅之
事業者の所在地	(1)大阪市中央区大手前３丁目１番41号 (2)大阪市北区中之島３丁目２番４号	神戸市中央区古湊通２丁目２番28号	熊本県宇城市松橋町古保山2520番地１号
事業の種類	一般国道（自動車専用道路）の改築	陸域の土砂埋立または盛土	太陽光発電所の建設
事業の規模	延長14.1km(６車線)	17.5ha	自然地の改変面積約18ha
対象事業の位置	起点：神戸市東灘区向洋町東 終点：神戸市長田区南駒栄町	神戸市北区山田町下谷上字中一里山16－20他 神戸市須磨区白川字地蔵坊740－1他	神戸市北区道場町生野字ロクゴ、塩田字東山上、平田字片山

２　縦覧の期間

令和８年11月４日（水曜）から11月17日（火曜）まで

３　縦覧の場所

神戸市中央区磯上通７丁目１番５号　三宮プラザEAST２階

神戸市環境局環境保全課

４　縦覧の時間

午前９時から午後５時まで

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第１項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和８年11月4日

神戸市長　久　元　喜　造

１　建築協定の名称

学園緑が丘（小束山５丁目）南地区建築協定

２　建築協定区域の位置

神戸市垂水区小束山５丁目１番地１　他

３　公開による意見の聴取の開催日時

令和８年11月10日（火）

10 時 30 分から11 時 00 分まで

４　公開による意見の聴取の場所

神戸市中央区浜辺通２丁目１番30号

三宮国際ビル6階

建築住宅局 602 会議室

５　連絡先

神戸市中央区浜辺通２丁目１番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078)595-6555

神戸市中央区公告

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第９条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和８年11月４日

神戸市中央区長　　小林　令伊子

１	本籍・住所・氏名	不詳
２	性 別	男性
３	年 齢	50～60歳（推定）
４	特 徴	身長169ｃｍ、中肉
５	死亡年月日	令和８年８月10日頃（推定）
６	発見年月日	令和８年８月14日午後０時27分頃
７	発見場所	神戸市中央区神戸空港３番北東角から東方へ沖合1050ｍ、神戸市中央区神戸空港１番神戸空港東側Ｅ２誘導灯から北方へ沖合650ｍの海上
８	死因	溺死
９	遺留金品等	灰色長袖ポロシャツ 黒色作業ズボン 黒色スニーカー 金色腕時計

神戸市水道告示第24号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年３月水道管理規程第10号）第７条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和８年11月４日

神戸市水道事業管理者　坂　田　昭　典

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
70905	吉岡設備	神戸市北区星和台７丁目７番地の２	吉岡　昌行	令和８年10月30日
42315	久下住設	神戸市兵庫区松本通７丁目１番29号１階	久下　徹	令和８年10月30日

神戸市水道告示第25号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年３月水道管理規程第10号）第５条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和８年11月４日

神戸市水道事業管理者　坂　田　昭　典

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42621	株式会社 M’s work	堺市中区福田 453 番地	中尾　正浩	令和８年 10 月 31 日
42622	株式会社 阪和総合防災	和歌山市鷹匠町２丁目 58 番地	田中　勇喜	令和８年 10 月 31 日
42625	MED Communications 西日本 株式会社	大阪府枚方市御殿山町４－３　菅江ビル３－１	畑　闘志郎	令和８年 10 月 31 日
42626	マサキテック 株式会社	尼崎市南塚口町７丁目 24 番 12-213 号	齊藤　博之	令和８年 10 月 31 日
70905	株式会社 吉岡設備	神戸市北区星和台７丁目７番地の２	吉岡　昌行	令和８年 10 月 31 日
42627	朝日設備	神戸市西区伊川谷町有瀬 516　２－Ｂ	朝山　颯太	令和８年 10 月 31 日
42315	株式会社 Sailon	神戸市兵庫区松本通７丁目１番 29 号１階	久下　徹	令和８年 10 月 31 日

神戸市選告示第４号

神戸市選挙管理委員会委員　安達和彦氏が退職したことに伴い、地方自治法第182条第３項の規定により、次の者が神戸市選挙管理委員会委員に補欠された。

令和８年10月21日

神戸市選挙管理委員会
委員長　北　川　道　夫

１　住所
神戸市西区

２　氏名
藤井　浩史